

一般社団法人帯広消費者協会「協賛団体」登録基準

1 登録目的

一般社団法人帯広消費者協会（以下「協会」という。）の目的と活動に協賛する団体又は企業を「協賛団体」として登録し、協賛金をもって協会の安定した財政的基盤の確立と活性化を図ることを目的とする。

2 協賛団体

協賛団体は、市内に本社（本店を含む。）又は支社（支店、支所及び出張所を含む。）を置き、事業を営んでいる団体・企業とする。

3 協賛金

協賛団体は、協賛金（年額：5,000円/1口）をもって、協会の活動を支援するものとする。

4 登録要件

協賛団体を登録する場合は、次のいずれかに該当していること。

- (1) 協会の定款に規定する協会の目的(消費者の利益擁護と増進に関する事業の実施及び消費生活の安定向上に寄与すること)を理解・賛同し、活動に協賛できる団体・企業
- (2) 協会会長（以下「会長」という。）が特に認める団体・企業

5 非登録要件

次のいずれかに該当する場合は、登録することができない。

- (1) 宗教活動や政治活動を主たる目的とする団体・企業
- (2) 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）に規定する暴力団又はその利益となる活動を行っている団体・企業

6 登録申請

- (1) 協賛団体として登録する場合は、「協賛団体」登録申請書を会長に提出するものとする。
- (2) 「協賛団体」登録申請書を受理したときは、会長は「協賛団体」登録整理簿に記載し、管理する。

7 登録抹消

協賛団体が次のいずれかに該当した場合は、登録を抹消する。

- (1) 倒産、破産等により協賛することが事実上不可能となった場合
- (2) 「協賛団体」及び「登録要件」に該当しなくなった場合
- (3) 登録抹消の申し出があった場合

8 登録による協会の対応

協会は、当協会のホームページをはじめ、協会が発行する各種紙媒体等に登録された「協賛団体」名を掲載し、協会事業に協賛をいただいている旨を広く社会に紹介するものとする。

附 則

この基準は、平成 29 年 5 月 26 日から施行する。